

新春初もうでのご案内

新たな年を皆さまと 新春初もうで

公益財団法人箱根町文化・スポーツ財団では、次のとおり新春初もうでを実施します。
新たな年を、よりよい年になるようお願いを込めて。

【日 時】 令和6年1月25日（木） 7時40分～17時00分（予定）

【参拝・見学施設】

江島神社（藤沢市）・平塚市美術館（平塚市）

【日 程】

町内各地（箱根 7:40～湯本 8:40）

→江島神社初もうで・江の島弘弘・ヨックグ 苑外散策（10:15～12:00）

→昼食：江の島丸だい仙水（12:10～13:10）

→平塚市美術館（14:00～15:00）

→町内各地（湯本 16:00～箱根 17:00）

【対 象】 町内在住、在勤者および当財団賛助会員

【定 員】 40人（先着順）

【参加費】 4,300円（昼食代を含む。当日徴収。）
※当財団の賛助会員は、割引があります。

【申込期間】 賛助会員は令和6年1月5日（金）9時30分から
一般の方は令和6年1月10日（水）9時30分から
定員に達するまで。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【旅行実施申込先】

（株）箱根観光旅館協会 神奈川県知事登録旅行業第3-347号
電話（85）6777（営業時間9時30分～18時30分）

【利用バス会社】

箱根登山観光バス（株） 神奈川県知事登録旅行業第2-820号

*天候により実施を取りやめる場合があります。

企画・照会先 （公財）箱根町文化・スポーツ財団 電話（87）5222

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～



第31回やまなみ芸能大会参加者募集

今回、4年ぶりに文化活動の高揚ならびに参加者の相互の交流を目的とした芸能大会を開催します。参加記念品の用意もありますので、ふるって参加してください。

日ごろの芸能活動の成果を大勢のみなさんの前で披露してみませんか。

【日 時】 令和6年2月22日（木） 10時～14時

【場 所】 老人福祉センター やまなみ荘
（強羅 1320-185）

【大会内容】 歌謡（カラオケ機器が利用できます）・民謡・舞踊・その他演芸

【対 象】 町内在住の60歳以上の方

【申込期限】 令和6年1月26日（金）

【申込方法】 電話で申し込んでください。

※ 申し込みする際に演目、演題等教えてください。

※ 観覧のみの参加も可能です。

※ 各老人クラブに所属している方は、所属クラブを通じての申し込んでください。

【その他】

- ・ カラオケ機器に搭載のない音楽は各自でCDのご用意をお願いします。
- ・ 昼食はお弁当をご用意します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。万が一中止の場合は連絡します。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話（85）7790



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年12月25日発行】

箱根町第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画（素案）に対する 意見募集について

令和3年3月に障害者基本法に基づく「箱根町第4期障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第6期障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第2期障がい児福祉計画」を一体で策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

令和5年度で「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」が計画期間が終了することから国の基本指針に基づいて見直しを行い、令和6年度からの新たな計画「箱根町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

つきましては、この計画への意見を募集します。

【閲覧場所】

福祉課および出張所窓口

※ 町ホームページでも閲覧できます。



【閲覧および意見募集期間】

令和6年1月17日（水）（土・日・祝日等を除く）

※17時15分まで

【意見の提出方法】

所定の意見書に必要事項を記入して、福祉課または出張所窓口を持参、または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

なお、所定の意見書は町ホームページでダウンロードできるほか、福祉課および出張所窓口で配布しています。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営む方、町内で活動する方、本町に納税義務を有する方、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する方。

【意見募集の結果】

結果については、町ホームページおよび福祉課窓口で公表します。

提出・照会先 福祉課障がい福祉係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話（85）7790 FAX（85）8124

Eメール web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp

「第2期箱根町自殺対策計画」(素案) に対する意見募集について

町では平成31年度に「箱根町自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない箱根町の実現に向けて取り組んできました。

策定から5年が経過することや新型コロナウイルスなどの影響による社会情勢の変化等を反映した「第2期箱根町自殺対策計画」を策定します。

そうしたことから、計画の素案を公表するとともに、広く町民の皆さんの意見を取り入れた計画とするため、意見を募集します。

【閲覧場所】

・さくら館、保険健康課および出張所窓口

※ 町ホームページでも閲覧できます。



【閲覧および意見募集期間】

令和5年12月22日(金)～令和6年1月22日(月)(土・日・祝日等を除く)

※17時15分まで

【意見の提出方法】

所定の意見書に必要事項を記入して、さくら館、保険健康課および出張所窓口を持参、または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

なお、所定の意見書は町ホームページでダウンロードできるほか、さくら館、保険健康課および出張所窓口で配布しています。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営む方(法人を含む)、町内で活動する方(NPOなど)、本町に納税義務を有する方(法人を含む)、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する方

【意見募集の結果】

結果については、町ホームページの他、保険健康課またはさくら館窓口において公表します。

提出・照会先 保険健康課健康推進係(さくら館内)

〒250-0401 箱根町宮城野 881-1

電話(85)0800 FAX(85)0811

Eメール web_sakura@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町健康増進計画・食育推進計画（第2次） 後期計画（素案）に対する意見募集について

町では、「箱根町健康都市宣言」や「箱根町健康の日（9月30日）」を定め、まちぐるみでの健康づくり、食育活動に取り組んでいます。具体的な目標を掲げ、取り組みの指針としているのが、「箱根町健康増進計画・食育推進計画」です。

平成31年3月に第2次計画を策定し、今回、中間評価年を迎えることから、国や県の動向に対応し、本町を取り巻く状況を踏まえて「箱根町健康増進計画・食育推進計画（第2次）後期計画」を策定します。つきましては、本計画に対する皆さんの意見を広く募集します。

【閲覧場所】

- ・さくら館、保険健康課および出張所窓口
- ※ 町ホームページでも閲覧できます。



【閲覧および意見募集期間】

令和5年12月25日（月）～令和6年1月23日（火）
※17時15分まで（土・日・祝日等を除く）

【意見の提出方法】

所定の意見書に必要事項を記入して、さくら館、保険健康課および出張所窓口を持参、または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

なお、所定の意見書は町ホームページでダウンロードできるほか、さくら館、保険健康課および出張所窓口で配布しています。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町内で事業を営む方、町内で活動する方、本町に納税義務を有する方、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する方。

【意見募集の結果】

結果については、町ホームページの他、保険健康課またはさくら館窓口において公表します。

【提出・照会先】

〒250-0401 箱根町宮城野 881-1
保険健康課健康推進係（さくら館）
TEL (85) 0800 FAX (85) 0811
電子メール：web_sakura@town.hakone.kanagawa.jp



冬は特にご注意！ ノロウイルスによる食中毒

神奈川県は、ノロウイルス警戒情報発令中！！

空気が乾燥する冬期を中心に、ノロウイルスによる食中毒が多く発生します。感染力が強いため、特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者では、症状が重くなる場合がありますので、特に注意が必要です。

調理をする方は、感染を広げないように注意しましょう！！



〈感染経路〉

○食品からの感染

- ・感染した人が調理などをして汚染された食品
- ・ノロウイルスに汚染された加熱不十分な二枚貝など
- ・ノロウイルスに汚染された井戸水など

○人からの感染

- ・感染者のふん便やおう吐物からの二次感染
- ・家庭や施設内などでの飛沫などによる感染

〈ノロウイルスによる食中毒予防のポイント〉

□調理をする人の健康管理

- ・症状があるときは、食品を直接取り扱わないようにしましょう。
- ・普段から感染しないように、食べものや家族の健康状態にも注意しましょう。

□手洗い

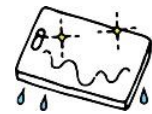
- ・調理前や盛り付け前、トイレの後などは、しっかり手を洗い流水で流しましょう。
- ・汚れの残りやすい、指先や指・爪の間、親指の周り、手首、手の甲は、特に丁寧に洗いましょう。

□加熱調理

- ・二枚貝は、中心温度85℃～90℃で90秒以上の加熱が望まれますので、中心部までしっかりと加熱調理をしましょう。

□調理器具の消毒

- ・洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱するなどしましょう。



□二次感染の防止

- ・おう吐物などの処理時には、使い捨てのマスクや手袋、ガウンなどを着用し、ペーパータオル等で静かに拭き取り、ビニール袋に密閉して廃棄しましょう。

その際、ビニール袋の中で塩素消毒液（濃度1000ppm）に浸しましょう。

- ・感染者が触れたり、使用したものでカーテン、ドアノブなどをすぐに洗浄や消毒（塩素消毒液：濃度200ppm）しましょう。

※次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があるため、金属部消毒後は十分に薬剤を拭きとるなど、注意しましょう。

〈食中毒かな？と思ったら！〉すぐに、かかりつけ医などに連絡して相談しましょう。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館）電話（85）0800

出典：ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット（厚生労働省）をもとに作成

剪定に伴う交通規制(宮ノ下緑地)

宮ノ下緑地の斜面の高木剪定を行います。

これに伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

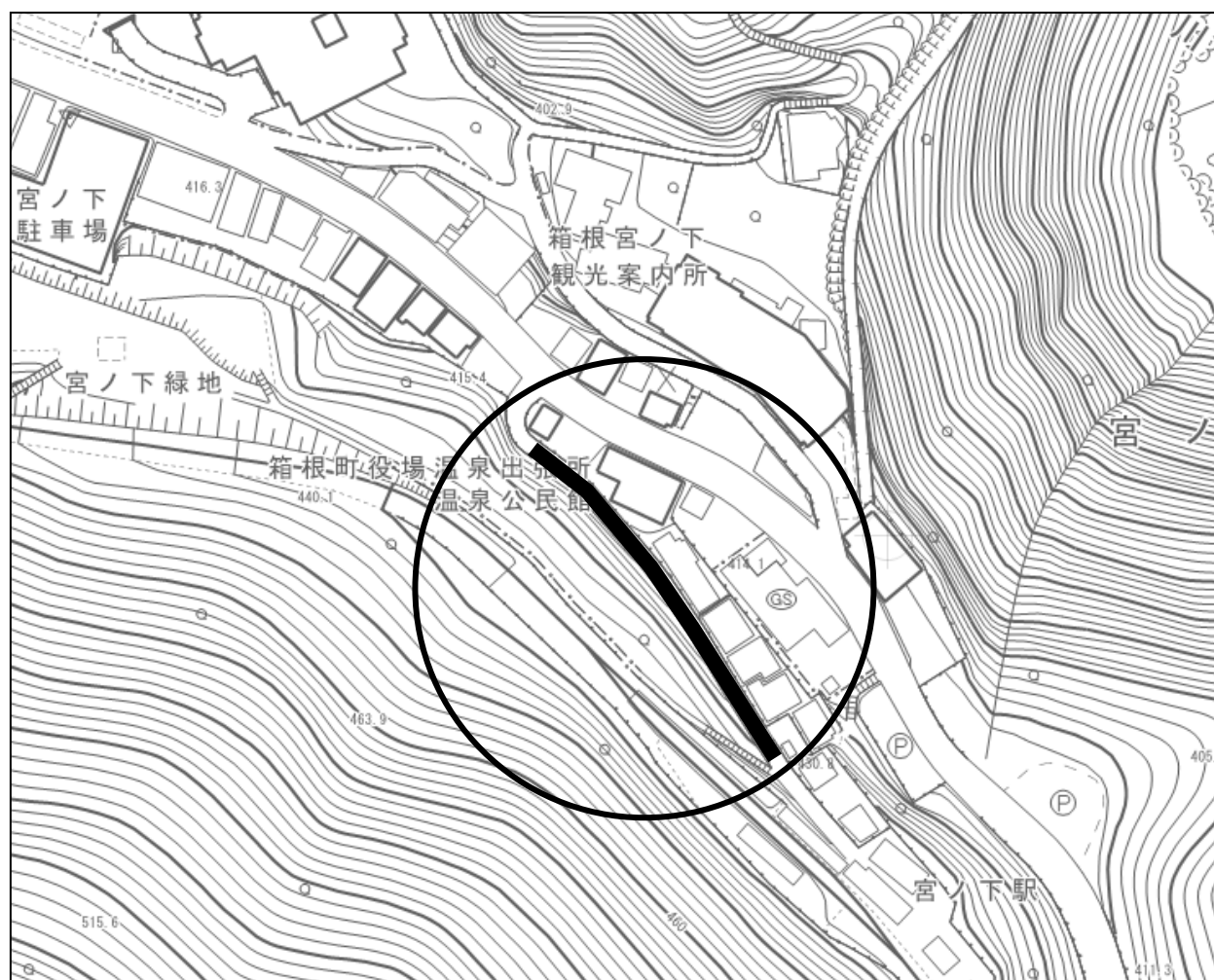
【場 所】 温泉出張所付近


【期 間】 令和6年1月下旬～2月中旬のうち3日間程度

【交通規制】 車両片側通行止め

※交通指導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡 例	
	交通規制箇所

照会先 都市整備課都市計画係 電話(85)9566

工事のお知らせ(二ノ平地内)

二ノ平地内の水道管改良工事を行います。

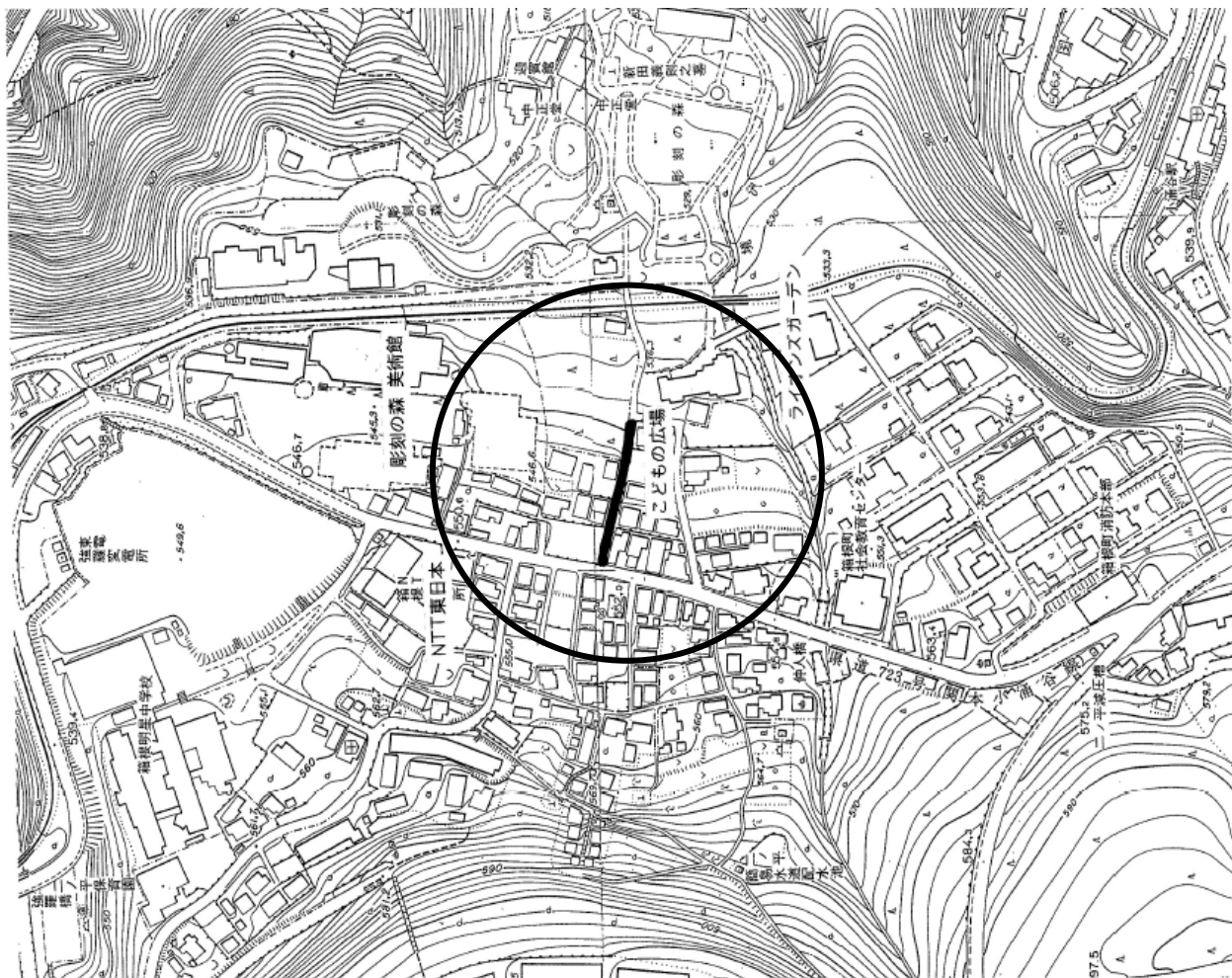
この工事に伴い、次のとおり交通規制を行いますので、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【場 所】 二ノ平地内 (こどもの広場付近)

【期 間】 令和6年1月上旬～3月上旬

【交通規制】 昼間：軽車両全面通行止め(夜間開放)
※歩行者・自転車は通れます。

【案内図】



照会先 上下水道温泉課水道工務係 電話(85)9569

凡	例
	工事箇所

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

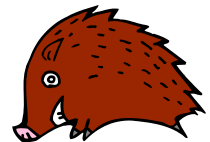
5年度 11 月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	2	2	2	3	9	18	わな 18、銃器 0
ニホンジカ	13	4	10	52	55	134	わな 130、銃器 4

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

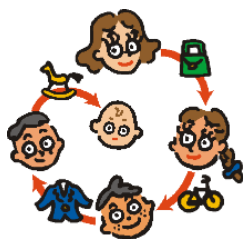
(12月7日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1387	ランドセル	水色(女の子用)	普通	無料
1390	液晶テレビ	パナソニック製24インチ 型版 TH-24D300	良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2145	ダイヤルカム (ミシンの部品)	ジャノメ社製、 品番680の付属部品	普通	要相談

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyoutown.hakone.kanagawa.jp